

平成19年8月30日

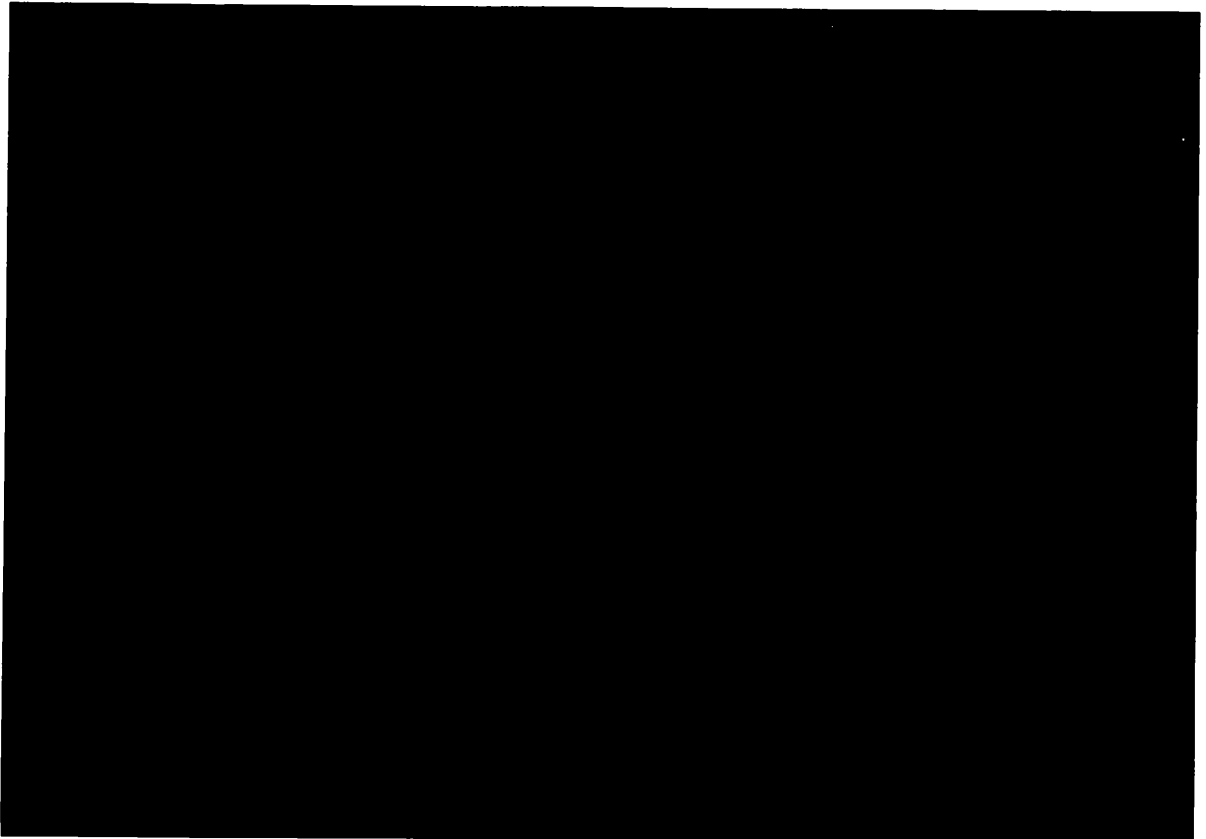
弁護士会事務局長 殿（東京，第一東京，第二東京，埼玉，大阪）

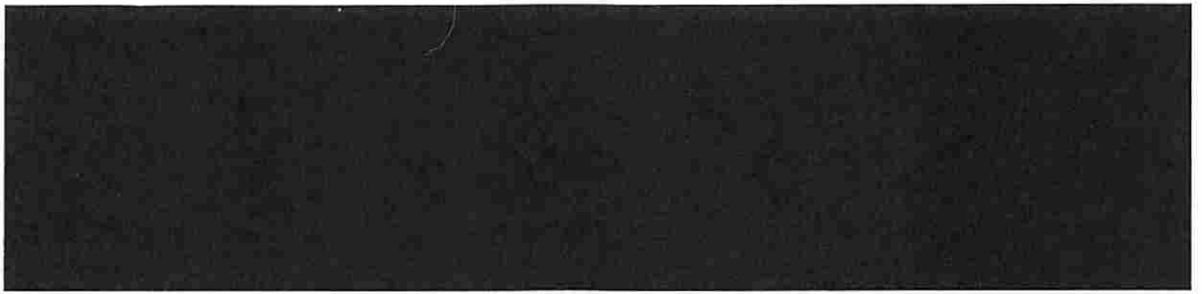
司法研修所事務局長 林 道 晴

司法修習生の選択型実務修習結果の報告について（事務連絡）

本日付で、司研企秘第001958号司法研修所長通知「司法修習生の選択型実務修習結果の報告について」が発出されました。貴弁護士会の属する配属庁会は、新第61期以降、集合修習を先に実施し、選択型実務修習を後に実施するいわゆるA班に当たるため、配属の司法修習生については、選択型実務修習終了直後に考試が実施されます。このことから、選択型実務修習結果の報告に当たっては、下記の点に留意してください。

記





司研企第002695号

(組ろ-04)

平成19年12月6日

地方裁判所事務局長 殿

地方検察庁事務局長 殿

弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 林 道 晴

司法修習生の兼業届出の取扱いについて（事務連絡）

司法修習生が出身大学又は法科大学院からの依頼により原稿作成等を行う場合の兼業届出の取扱いについて、平成20年1月1日から下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らいください。

なお、兼業届出書については、司法修習生に対して別紙第1を参考として作成するよう御指導ください。

おって、下記を除く兼業届出の取扱いについては、従前と同様、「司法修習生の規律等について」第7の3に基づき、司法修習生から提出された兼業届出書を当研修所長あてに送付してください。

記

1 対象とする兼業届出

出身大学又は法科大学院からの依頼による次の行為を対象とする兼業届出

- (1) 出身大学若しくは法科大学院のパンフレット若しくはホームページ作成を目的とする取材を受けること、座談会への参加、又は原稿作成
- (2) (1)を目的とする以外の原稿作成
- (3) 出身大学又は法科大学院の在学生若しくは入学希望者を対象とする経験談等の講演

2 事務の取扱い

- (1) 配属する司法修習生から、1に該当する兼業届出書が提出された場合は、司法研修所事務局企画課調査係（ファクシミリ番号 [REDACTED]）あてに送信書及び兼業届出書をファクシミリで送信する。送信書には、配属庁会名、担当部署、担当部署のファクシミリ番号を表示する。

なお、送信された兼業届出書の内容によっては、従前同様、配属庁会の長から司法研修所長あてに送付するよう依頼する場合がある。

- (2) 当研修所からの回答は、別紙第2「兼業届出書に対する回答」を配属庁会の担当部署あてにファクシミリで送信する。

- (3) 配属庁会の担当部署は、届出をした司法修習生に対し、「兼業届出書に対する回答」の趣旨を適宜の方法で告知する。

なお、司法修習生から提出された兼業届出書の原本については、配属庁会において適宜の時期に廃棄することとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

新第〇〇期司法修習生(〇組〇番 修習地〇〇)

氏名 〇 〇 〇 〇 ①

兼 業 届 出 書

この度、母校〇〇法科大学院から下記のとおり「〇〇」を依頼されましたので、届け出ます。

なお、兼業に従事するに当たり、司法修習生であることを自覚し、修習を第一に考え、修習に支障を来さないことを誓約します。

記

1 依頼団体

例:東京都〇〇区〇〇 …

〇〇法科大学院

2 内容

→ 「講演」、「学校案内パンフレットの原稿作成」など、その具体的中身を記載する。

3 期間

→ 原則1人1回のみ。具体的な日時を記載する。

4 報酬の有無

→ 報酬なしの場合又は交通費昼食代等の実費のみ受け取る場合のみ可

(添付書類)

依頼書写し 1通 (電子メールをプリントアウトしたもので可)

→①依頼者、②依頼対象者、③兼業日時、④報酬の有無を記載したものを添付

平成 年 月 日

御中

司法研修所事務局企画課調査係

兼業届出書に対する回答

【兼業申請者】

新 現行第 期 組 番 修習 修習生

【届出事案】

座談会  原稿作成  講演  取材  インタビュー

上記の修習生の届出事案は「司法修習生に関する規則」第2条及び「司法修習生の規律等について」第7の2項に規定する場合に該当せず、同修習生に対し「問題ない。」旨回答して差し支えない。

ただし、下記の注意事項を遵守させること。

記

- 1 修習専念義務があることから、修習時間外に行うこと。
- 2 守秘義務があることから、司法修習を通じて知った秘密を漏らさないこと。
- 3 司法修習生の品位を落とすことのないよう注意すること。
- 4 その他

[ ]

司研企二第1020号

(組いー02)

平成29年11月1日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について

(通知)

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年最高裁判所規則第4号)が平成29年11月1日から施行されることに伴い、標記の報告について下記のとおり定めました。

なお、平成19年6月28日付け司研企第001572号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」による取扱いは、廃止します。

おって、平成28年度採用(第70期)司法修習生についての取扱いは、なお従前の例によってください。

記

- 1 監督の委託を受けた司法修習生について、司法修習生に関する規則(以下「規則」という。)第19条第2項の規定により最高裁判所に対する報告をする場合には、あらかじめ当該司法修習生に対して次の事項を告げた上、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該司法修習生が所在不明又は心身の故障等により弁明することができないときは、この限りでない。

(1) 規則第17条第1項第1号、第6号又は第2項に定める事由に該当する疑いのある事実関係

(2) 規則第19条第2項の規定による報告の対象とする旨

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 規則第19条第2項の規定による報告をする際には、当該司法修習生が提出した弁明書その他の資料（1ただし書により弁明の機会を与えなかったときにあっては、弁明することができない事情を記載した文書）を併せて送付するものとする。



(組ろ-04)

平成29年11月1日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

地方検察庁事務局長 殿

弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付けで、司研企二第1020号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」（以下「所長通知」という。）が発出されました。

これは、司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則が平成29年11月1日から施行されることに伴い、平成19年6月28日付け司研企第001572号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」を廃止して新たに定めたものです。

ついては、貴配属庁会の司法修習生指導担当者及び事務担当者にご趣旨をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

なお、所長通知の定めによる告知の実施に当たっては、当該司法修習生に対して、別紙様式第1の通知書により告知するものとし、その際、別紙様式第2の弁明書のひな形を交付するようお願い申し上げます。

また、所長通知の定めにより当該司法修習生に弁明の機会を与えるに際しては、事前に当研修所へ御連絡いただきますようお願い申し上げます。

おって、規則第17条第2項に該当しない非違行為があった場合には、従前の例

にならない、司法研修所長宛てに報告してください。

敬 具

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

第 期司法修習生

○ ○ ○ ○ 殿

(配属庁会の長) ○ ○ ○ ○ 印

通 知 書

あなたの実務修習中における下記1の事実は、司法修習生に関する規則（以下「規則」という。）（第17条第1項第1号、第6号又は第2項）に定める事由に該当する疑いがあり、規則第19条第2項の規定により、最高裁判所に報告すべきものと認められます。

ついては、下記1の事実関係につき、平成29年11月1日付け司研企二第1020号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」記1本文の定めにより、弁明の機会を付与しますので、別添の様式により、下記2の要領で提出してください。

記

1 （規則第17条第1項第1号、第6号又は第2項）に定める事由に該当する疑いのある事実関係

.....

2 弁明書の提出先及び提出期限

○月○日までに、（配属庁会）事務局に提出する。

なお、弁明書以外に資料があるときは添付する。

(別紙様式第2)

平成 年 月 日

(配属庁会の長) 殿

第〇期司法修習生 ○ ○ ○ ○ 印

弁 明 書

平成 年 月 日付け通知書に対し、下記のとおり弁明します。

記

(3) 非恒常的な事務 (配属庁会)

<p>1 氏名変更の届出 規律通知第4の2から4まで</p> <p>2 住所変更の届出 規律通知第4の2から4まで</p> <p>3 本籍変更の届出 規律通知第4の2から4まで</p> <p>4 緊急連絡先の届出 規律通知第4の5, 6</p> <p>5 兼業の届出 規則第2条, 規律通知第7 H19.12.6 司研企第002695号司法研修所 事務局長事務連絡「司法修習生の兼業届出 の取扱いについて」</p> <p>6 兼業等の許可申請 規則第2条, 規律通知第7の1 (規則第 2条に規定する場合) 規律通知第7の2, 3 (上記以外の場合)</p>	<p>7 欠席承認申請 規律通知第5 H30.4.3 司研企第314号司法研修所長通 知「司法修習生の欠席承認に関する運用 基準について」</p> <p>8 外国旅行の承認申請 規律通知第6</p> <p>9 罷免, 修習の停止, 戒告の該当事由及 び非違行為の報告 規則第17条, 第18条, 第19条第2項</p> <p>10 司法修習生指導連絡委員会に関する事 務 規則第9条, 第11条 指導要綱(甲)第1章第6</p> <p>11 修習に関して必要な事項を定めた場合 の報告 (配属庁会) 規則第11条第2項, 第3項</p>
---	--

## 2 実務修習中の事務事項の説明

### (1) 司法修習生からの届出について（企二・調）

#### ア 氏名変更

配属庁会の長（選択型実務修習中にあつては、弁護士会会長。以下同じ。）は、実務修習中に氏名に変更があつた旨の司法研修所長宛ての届出があつた場合には、同所長にこれを報告する。この届出には住民票（本籍及び氏名変更の履歴が記載されたもの）、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかが添付されなければならない。

〔参照〕規律通知第4の2から4まで

#### イ 住所変更

配属庁会の長は、実務修習中に住所に変更があつた旨の司法研修所長宛ての届出

があった場合には、同所長にこれを報告する。

〔参照〕規律通知第4の2, 3

ウ 本籍変更

配属庁会の長は、実務修習中に本籍に変更があった旨の司法研修所長宛ての届出があった場合には、同所長にこれを報告する。この届出には住民票（本籍が記載されたもの。）、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかが添付されなければならない。

〔参照〕規律通知第4の2から4まで

エ 緊急連絡先

緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）については、各修習単位の開始時に、その修習単位を監督する配属庁会の長はその届出を受ける必要がある（変更があった場合も同様）。

〔参照〕規律通知第4の5, 6

(2) 司法修習生からの申請について（企二・調）

ア 欠席承認申請

欠席の承認について申請を受けた配属庁会の長は、その欠席が正当な理由によるものかどうかを判断し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知する。

また、その結果を次のとおり司法研修所長に報告する。

(ア) 司法修習生が5日以上引き続き欠席した場合は、修習することができない理由を十分に明らかにする資料として提出された書面（病気、けがの場合は医師の診断書等、その他の場合はその事由を疎明する書面）を添付して、遅滞なくその旨を報告する。

(イ) (ア)のほか、各修習単位の修習の終了後、速やかにその修習単位の修習における各司法修習生の欠席承認結果を報告する。この場合において、検察庁及び弁護士会の長は、地方裁判所長に対し、その写しを送付する。

〔参照〕規律通知第5

H30.4.3 司研企第314号司法研修所長通知「司法修習生の欠席承認に関する運用基準について」

(ウ) 司法修習生が修習の停止により欠席する場合は、欠席の承認を要しないが、(イ)の欠席承認結果報告の「理由」欄に修習停止である旨を記載して報告する。

〔参照〕規則第18条

規律通知第5の4, 12

イ 外国旅行の承認申請

実務修習期間中の外国旅行の承認申請（ただし、申請は当該旅行の出発日の3週間前までにされなければならない。）を受けた配属庁会の長は、承認するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知する。

なお、旅行期間が二つの修習単位にかかるときの申請先は、先の修習単位を基準とする。この場合には、申請を受けた配属庁会の長は、次の修習単位の修習を実施する配属庁会の長又は司法研修所長の意見を聴取した上で、承認するかどうかを判断する。

配属庁会の長は、欠席を伴う外国旅行を承認した場合は、司法研修所長に対し、アのイの欠席承認結果報告の「備考」欄に承認した外国旅行の旅行先、目的及び期間を記載して報告するものとする。

配属庁会の長は、外国旅行における不測の事態等により、司法修習生が欠席したときは、その旨を速やかに司法研修所長に報告する。

〔参照〕規律通知第6

ウ 兼業等の許可申請

(ア) 規則第2条の規定による兼業等の申請又は規律通知第7の2の規定による学業その他の兼業の申請を受けた配属庁会の長は、その申請書原本を司法研修所長に送付する。

なお、申請を受けた配属庁会は、上記原本の送付とは別に、原則としてその日のうちに、司法研修所企画第二課調査係宛てにファクシミリ等でその写しを送付する。

また、これら以外であっても、原稿作成、講演等について修習に支障がないことを念のために確認しておくことが相当と考えられる場合もあることから、司法修習生からこのような相談があった場合には、司法研修所に一報する。

(イ) 配属庁会の長は、司法研修所から通知された結果を、申請者等に対して適宜の方法で通知する。

〔参照〕規則第2条

規律通知第7

(3) 実務修習に関する報告等について（企二・調）

イ 罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告

配属庁会の長は、監督の委託を受けた司法修習生に規則第17条第1項又は第2項に規定する罷免、修習の停止、戒告の該当事由があると認める場合は、当該司法



修習生が提出した弁明書その他の資料（所在不明等により弁明の機会を与えなかった場合は、弁明することができない事情を記載した文書）とともに司法研修所長を経て、最高裁判所に報告しなければならない。

なお、これ以外の非違行為があった場合にも司法研修所長宛てに報告する。

おって、非違行為に該当し得る事案が発覚した場合は、速やかに司法研修所企画第二課調査係に一報するようお願いしたい。

〔参照〕規則第 17 条，第 18 条及び第 19 条

H29.11.1 司研企二第 1020 号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第 19 条第 2 項の報告について」

#### ウ 司法修習生指導連絡委員会に関する事務

配属庁会は、指導に関して相互に連絡を取り、また、司法研修所と緊密な連絡を保つため、実務修習地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

なお、委員の選任、交代があった場合は、その都度司法研修所長に通知する。

〔参照〕規則第 9 条，第 11 条

指導要綱(甲)第 1 章第 6

#### エ 修習に関して必要な事項を定めた場合の報告

配属庁会が、規則に定められているもの又は司法研修所が定めたもののほか、各配属庁会における修習に関して必要な事項を定めた場合、又は改正等を行った場合は、各配属庁会の長は、これを司法研修所長に報告しなければならない。

〔参照〕規則第 11 条第 2 項，第 3 項

#### オ 修習内容その他参考事項の報告

イ 選択型実務修習の実施等（企二・企，企二・調）

- (ア) 選択型実務修習は，配属地の弁護士会に委託して行う。
- (イ) 司法修習生に対する監督は，配属地の弁護士会会長に委託される。このことから選択型実務修習中に弁護士会で実施することになる事務は，次のとおりである。
  - a 外国旅行承認申請に対する承認事務
  - b 欠席承認申請に対する承認事務
  - c 兼職等の申請者の受付，同許可願等の司法研修所への送付事務
  - d 選択型実務修習終了後の欠席報告及び長期欠席についての報告事務
  - e 身上変更届，緊急連絡先の届出の受理，同届写しの司法研修所への送付事務
  - f 罷免該当事由及び非違行為の報告事務

### 第3 図書資料について

#### 1 図書資料の紹介等（総・図）

法曹会及び司法協会等からの法律関連の刊行物は、司法修習生の参考となるものが多いので、実務修習中の司法修習生にもその刊行案内を回覧するなどの配慮願いたい。

なお、実務修習中に購入の申込みを受けた刊行物の配本及び代金の徴収を司法研修所事務局で代行することはできないので、実務修習が終了した後も、配属庁会で対応願いたい。

#### 2 図書館等の利用

司法修習生による図書館等の利用については、次のとおりである。

なお、実務修習中の司法修習生の学修の充実のため、配属庁会において、司法修習生による資料室等の利用について配慮願いたい。

##### (1) 司法研修所図書室（総・図）

司法修習生は、司法研修所本館図書室を利用できる（実務修習中は閲覧のみ）。

##### (2) 最高裁判所図書館

司法修習生は、資格を証明するもの（身分証明書等）の提示により、利用できる。

##### (3) 法務図書館

司法修習生は、所定の手続を経て利用できる。

### 第3 指導監督体制

Q 22 なぜ選択型実務修習は弁護士会に委託して行い、司法修習生に対する監督は弁護士会会長に委託するのか。

A 選択型実務修習は、制度的に弁護修習に比重を置いたものとするとしていることから、ホームグラウンドを弁護士事務所としたものです（Q 5 参照）。

したがって、その実施は、弁護士会に委託して行い、司法修習生に対する指導監督も弁護士会会長に委託することが適当と考えられるからです。

Q 23 裁判所や検察庁でのプログラムを修習している場合や、自己開拓プログラムの修習先で民間企業や自治体で修習している場合も、弁護士会会長が監督するのか。

A 裁判所や検察庁でのプログラム（全国プログラムを含む。）で修習している場合や、自己開拓プログラムの修習先で修習している場合であっても、監督権者は、配属修習地の弁護士会会長となります。

例えば、この監督権が働く場面としては、司法修習生に関する規則で規定する報告に関するもののほか、「司法修習生の規律等について」に定められた司法修習生からの身上変更届及び緊急連絡先の届出の受理事務がありますが、これらはまさに前記監督権に基づくものとして、弁護士会が直接司法修習生との間でやりとりをすることになります。

これに対し、当該プログラム修習中における司法修習生の行状等に問題がある場合や、外国旅行申請及び欠席承認申請等、弁護士会会長が申請に対してその許否をすべき性質の事務については、個別修習プログラムの提供先の指導担当者等ないし事務局が、弁護士会（長）の補助者的な地位で協力をしたり、受理の窓口となってもらうことが相当です（欠席承認申請につき、Q 24 参照）。

なお、自己開拓プログラムの修習先及び全国プログラムの修習先の場合は、個別修習プログラムのような監督の補助を修習先に求めるのは相当ではありませんから、弁護士会会長が直接監督権を行使することになります（なお、全国プログラムを提供する裁判所・弁護士会等（以下「全国プログラム提供者」という。）が必要に応じて、弁護士会会長の補助者として、協力することを妨げるものではありません。）。

Q 24 選択型実務修習中の欠席管理は、どのように行うのか。

A ① 個別修習プログラムの場合

裁判所や検察庁での個別修習プログラムの修習中に欠席を要する事由が生じた場

合には、司法修習生には、個別修習プログラムの提供先の事務局に欠席承認申請書を提出させ、当該プログラムの指導担当責任者にその事実を連絡した上、速やかに弁護士会に送付します。

個別修習プログラムの場合、配属庁会が近接していることや、個別修習プログラムの提供者は司法修習生の欠席処理事務に慣れていること及び司法修習生の利便性を考慮すると、前述の処理が相当であると考えられます。

#### ② 全国プログラム及び自己開拓プログラムの場合

司法修習生に全国プログラム提供者又は自己開拓プログラムの修習先へ欠席する旨を連絡させ、かつ、欠席承認申請は配属修習地の弁護士会に提出させることになります。なお、提出方法はファクシミリ送信による方法でも可能とします。

全国プログラム及び自己開拓プログラムについては、その提供先が必ずしも裁判所、検察庁又は弁護士会ではないため、前述の個別修習プログラムの場合のような申請の窓口の役割を担わせることは先方へ負担をかけ、また、混乱が生じる可能性があること及び配属修習地の弁護士会と修習先が場所的に離れていること等を考慮すると前述の処理が相当であると考えられます。